

資 料



1 富谷市介護保険運営委員会規則

平成12年9月29日

規則第19号

改正 平成21年12月17日規則第19号

平成28年9月26日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、富谷市介護保険条例（平成12年富谷町条例第1号）第13条の規定に基づき、富谷市介護保険運営委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（平21規則19・一部改正）

(委員の構成)

第2条 委員会を組織する委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内をもって構成する。

- (1) 被保険者 9人
- (2) 介護に関する学識又は経験を有する者 5人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 4人

（平28規則13・一部改正）

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長の指名する者とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平28規則13・一部改正）

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（平28規則13・一部改正）

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（平28規則13・一部改正）

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成21年規則第19号）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附則（平成28年規則第13号）

この規則は、平成28年10月10日から施行する。

2 富谷市保健福祉総合支援センター条例

平成16年9月21日

条例第13号

改正 平成18年3月8日条例第8号

平成24年3月22日条例第8号

平成28年6月14日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、保健福祉総合支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の保健福祉の総合的な相談に応じ、及び必要な指導を行い、もって市民の保健福祉の増進に資するため、保健福祉総合支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富谷市保健福祉総合支援センター	富谷市富谷桜田1番1

(業務)

第3条 センターにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者の相談及び支援に関すること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第19条に規定する要介護等認定に関すること。
- (3) 法第115条の22第1項の指定を受けた指定介護予防支援事業に関すること。
- (4) 法第115条の45に規定する地域支援事業に関すること。
- (5) 法第115条の46に規定する地域包括支援センターの事業に関すること。
- (6) 法第115条の48に規定する会議に関すること。
- (7) 保健福祉活動の支援に関すること。
- (8) その他市長が必要と認めること。

(平18条例8・平24条例8・平28条例30・一部改正)

(職員)

第4条 センターに、所長及び必要な職員を置く。

(手数料)

第5条 市長は、法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者が、センターから法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を受けたときは、当該指定介護予防支援に要した費用を当該居宅要支援被保険者から手数料として徴収する。

2 前項の指定介護予防支援に要した費用の額は、法第58条第2項の規定により算定した額を限度とした額とする。

(平18条例8・一部改正)

(保健福祉総合支援センター運営協議会)

第6条 センターにおいて行う地域包括支援センターの事業の適正かつ円滑な運営を図るため、富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

- 3 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。
 - 4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 委員は、再任されることができる。
 - 6 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 7 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
 - 8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
 - 9 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
 - 10 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 11 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 12 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
- (平18条例8・追加, 平24条例8・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平18条例8・旧第6条線下)

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。
(富谷町介護支援センター条例の廃止)
- 2 富谷町介護支援センター条例(平成11年富谷町条例第6号)は、廃止する。

附則(平成18年条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和48年富谷町条例第34号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(平成24年条例第8号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第4号及び同条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成28年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

3 富谷市介護保険運営委員会委員名簿

※敬称省略

任期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	笠原 純子	黒川薬剤師会 会長	
2	学識経験者	安齋 由貴子	宮城大学 看護学群看護学類 教授	
3	学識経験者	志水 田鶴子	仙台白百合女子大学 心理福祉学科 准教授	
4	学識経験者	中谷 良子	介護老人保健施設 リーブズ 理事長	
5	学識経験者	渡邊 裕志	医療法人社団脳健会 理事長 仙台リハビリテーション病院 院長	
6	介護サービス従事者	大神 健一	ケアプランセンター松の実 管理者	
7	介護サービス従事者	大澤 政人	特別養護老人ホーム成田の里 施設長	
8	介護サービス従事者	関 克彦	特別養護老人ホームアルシュ富谷 施設長	
9	介護サービス従事者	斎藤 翔	富谷市福祉健康センター 管理者	
10	被保険者	那須 正行	老人クラブ	委員長
11	被保険者	平岡 政子	行政区長	
12	被保険者	大和 道功	元民生委員児童委員	副委員長
13	被保険者	佐藤 一夫	元民生委員児童委員	
14	被保険者	永野 憲子	主任児童委員	
15	被保険者	佐藤 恵子	シルバー人材センター	
16	被保険者	内ヶ崎 清子	ひより台1丁目ゆとりすとサロン 代表	
17	被保険者	増田 恵美子	Naritaマルシェ 代表	
18	被保険者	菅原 義則	傾聴の会	

4 富谷市保健福祉総合支援センター運営協議会名簿

任期：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	佐藤 宗一郎	富谷ファミリーメンタルクリニック院長	
2	学識経験者	横道 弘直	公立黒川病院地域医療センター長	
3	学識経験者	大森 純子	東北大学大学院医学系研究科保健学専攻 公衆衛生看護学分野 教授	
4	介護サービス事業者	高橋 永郎	一般社団法人Aiサポート福祉会副理事長	会長
5	介護サービス事業者	小野 久恵	有限会社あおい代表取締役	職務代理
6	介護サービス事業者	佐々木 弘俊	有限会社ケアオフィス代表取締役	
7	相談事業所等関係者	武田 友好	NPO法人一万人市民委員会 宮城県民の会調査員	
8	相談事業所等関係者	安積 春美	富谷市社会福祉協議会事務局長	
9	被保険者	武弓 恵扶子	第2号被保険者	
10	被保険者	三浦 明美	第1号被保険者	

5 策定の経過

開催年月日	委員会名	内 容
令和3年6月25日	令和3年度 第1回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 令和2年度介護給付実績等について (2) 令和2年度介護保険料調定額・収納額・収納率の推移について (3) 第7期介護保険運営事業・高齢者保健福祉事業実績及び第8期事業計画について
令和4年2月17日	令和3年度 第2回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 令和3年度介護保険事業計画進捗状況について (2) 令和3年度介護保険運営事業・高齢者保健福祉事業実績及び令和4年度計画について (3) 実態把握調査について
令和4年7月7日	令和4年度 第1回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 令和4年度介護給付実績等について (2) 令和3年度介護保険料調定額、収納額及び収納率の推移について (3) 令和3年度介護保険運営事業、高齢者保健福祉事業実績及び令和4年度事業計画について (4) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定実態把握調査について
令和4年10月25日	令和4年度 第2回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定実態把握調査について
令和4年11月29日 【書面開催】	令和4年度 第3回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 実態把握調査各種アンケート調査票の最終案について
令和5年3月16日	令和4年度 第4回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 第9期介護保険事業計画実態把握調査結果概要について (2) 令和4年度介護保険給付実績について (3) 令和4年度高齢者保健福祉事業実績及び令和5年度計画について (4) 第9期介護保険事業計画策定スケジュールについて
令和5年7月21日	令和5年度 第1回富谷市 介護保険運営委員会	令和4年度事業実績等について (1) 介護給付実績等について (2) 介護保険料調定額、収納額及び収納率の推移について (3) 高齢保健事業等実績及び令和5年度計画について 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について (1) 実態把握調査結果及び課題分析について (2) 事業計画の作成について
令和5年9月22日	令和5年度 第2回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 第8期介護保険事業計画の達成度について (2) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画について
令和5年11月16日	令和5年度 第3回富谷市 介護保険運営委員会	(1) 令和5年度上半期実績等について (2) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画素案について
令和5年12月25日 ～6年1月17日	パブリックコメントの実施	1名から1件のご意見をいただきました。
令和6年2月8日	令和5年度 第4回富谷市 介護保険運営委員会	報告 富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）パブリックコメント結果について (1) 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について (2) 富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について

介護用語集

あ行

ACP【アドバンス・ケア・プランニング】

将来の変化に備え、本人を中心として将来の医療や介護について、家族・医療・介護などチームによる話し合いを繰り返し行い、本人の意思決定を支援する取り組みで「人生会議」とも呼ばれる。

運動サポーター

運動サポーター養成講座を受講したのち、「介護予防・生活支援サービス事業筋トレ型通所サービス」の支援を担うサポーター。

SOS ネットワークシステム

認知症の方等が行方不明になった場合に、事務局になっている警察署を通じて、郵便局、タクシー会社、放送局などが連携して、発見・保護する仕組み。

か行

介護医療院

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

介護支援専門員【ケアマネジャー】

要介護者や要支援者、家族からの相談に応じて要介護者等が心身の状況に応じた適切なサービスを利用できるよう、支援する職種。サービス事業者などとの連絡調整を行い、要介護者等の介護（介護予防）サービス計画書を作成する業務を担う。

介護保険施設

介護保険法に基づいて都道府県知事の指定を受けた、介護保険サービスが利用可能な施設。介護保険施設には、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設の4種類がある。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正により創設されたサービスで、市区町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者を対象として、介護予防、生活支援（給食、見守り等）、権利擁護、社会参加も含めて総合的で多様なサービスを提供する事業。（本市は平成27・28年度のモデル事業を経て平成29年度から開始。）

介護療養型医療施設

要介護者のうち長期の療養を必要とする要介護者に対し、医学的な管理のもとに、介護やその他の世話、機能訓練、療養上の管理・看護などを行うことを目的とする施設。

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

要介護者について、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設。特別養護老人ホームとは、老人福祉法による名称。

介護老人保健施設

要介護者について、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

看護小規模多機能型居宅介護

「通所介護（デイサービス）」、「訪問介護」、「短期入所（ショートステイ）」の3つの介護サービスに、「訪問看護」の機能を加え、看護と介護を一体的サービスとして受けられる地域密着型サービス。

居宅介護サービス計画【ケアプラン】

介護保険サービスを利用するために作成される介護（介護予防）サービス計画書の総称。一般的には介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成するが、利用者自身が作成することもできる。

居宅介護支援事業者

要介護認定者に対して、居宅介護サービス計画の作成や介護サービス事業者等との連絡調整などの支援を行う事業者。介護支援専門員の配置が必須であり、サービス利用に関する相談や苦情対応なども行う。

グループホーム

認知症の高齢者が少人数で共同生活を送りながら、専門スタッフによる身体介護や機能訓練などが受けられる施設のこと。介護スタッフのサポートを受けながら、5～9人のユニット単位で互いに役割を分担しながら、共同で自立した生活を送ることで、症状の改善を図る。

ケアハウス

老人福祉法に規定する軽費老人ホームの一種。60歳以上または、配偶者どちらかが60歳以上の人で、身体機能の低下または高齢者のため独立して生活するには不安がある人が自立した生活を継続できるよう構造や設備の面で工夫された施設。

ケアマネジメント

様々な保健福祉サービスを必要とする人に対し、その人の相談にのり、最適なプランをたてて計画的に自立や機能維持、在宅生活を支えていくこと。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の代わりに、代理人が権利を表明すること。権利擁護の一つとして、成年後見制度がある。

高額介護サービス費

介護保険の1か月間の自己負担額の合計が上限額を超えた場合、超えた金額の払い戻しを受けられる制度。

高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」。高齢者に対する虐待を防止、保護するための措置や支援について定めた法律。虐待の種類には、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待がある。

高齢者補聴器購入費助成事業

聴力障害による身体障害者手帳に該当しない、平均聴力レベルが両側40dB以上かつ市税滞納のない65歳以上の高齢者に対し、補聴器購入費用の一部助成を行うもの。

サービス付き高齢者向け住宅【サ高住】

安否確認と生活相談サービスが付いたバリアフリー対応の賃貸住宅。食事の提供や生活支援を行う施設もあり、介護が必要な場合は訪問介護などの外部サービスを利用するもの。

市民後見人

親族以外の市民による後見人のことで、市町村等が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識を持ち、適切に後見人業務にあたることができる方の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任するもの。

社会福祉協議会

社会福祉の増進を図るために組織された民間団体で、社会福祉の基本的な事項を定めている社会福祉法に規定されている。地域福祉事業推進の中心的役割を担っている。

小規模多機能型居宅介護【小多機】

地域密着型サービスのひとつで、小規模な居住系サービスの施設で、「通い」を中心としながら訪問、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で食事、入浴、排泄などの介護、日常生活の支援、機能訓練等が受けられる。

ショートステイ

介護保険法による居宅サービスの一つで、介護施設に短期間入所を行い、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

自立支援

介護保険の基本理念は「自立支援」、すなわち、高齢者が自らの意思に基づき、自らの有する能力を最大限活かして、自立した質の高い生活を送れるように支援すること。

身上保護【身上監護】

成年後見制度において民法に基づき、本人の意思を尊重し、その心身の状態及び生活の状況に配慮して、医療や住居、介護等の契約行為の履行が適正に行われているか確認するなどがあり、実際の介護等の行為の事実行為は含まないことをいう。

生活支援員

市の養成講座を修了した地域の方々介護予防・日常生活支援総合事業の中の「生活支援型訪問サービス事業」の担い手となり、利用者の相談や家事支援等、生活支援計画に基づき定期的な生活支援を行う。

生活支援コーディネーター【地域支え合い推進員】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、共通する課題の把握や分析、関係機関のネットワークづくりを通して、提供体制の構築に向けたコーディネート機能（介護保険以外の地域の資源・サービス等の把握や創出・開発・拡充など）を推進する者。

成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方の財産や権利を守るため、家庭裁判所に申立てを行い、その人を法的に守り、支援する人（成年後見人等）を選任してもらう制度。また、家庭裁判所が成年後見人等を選ぶ法定後見制度と自らがあらかじめ援助者を選んでおく任意後見制度がある。



第1層協議体・第2層協議体

高齢者への多様な日常生活上の支援体制の充実・強化に向け、市区町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークを「協議体」とする。市町村区域の第1層と、日常生活圏域の第2層がある。

第1号被保険者

市町村の区域に住所を有する65歳以上の高齢者の方。

第2号被保険者

市町村の区域に住所を有する医療保険に加入している40歳以上65歳未満の方。

地域ケア会議

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。個別の事例について検討する「地域ケア個別会議」と、個別事例等から明らかになった地域の課題などへの対応を検討する「地域ケア推進会議」に分けられる。

地域包括ケアシステム

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制。

地域支援事業

市区町村（地域包括支援センター）が行う事業のひとつで、要介護認定を受けていない人や要支援者に対して、要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とした事業。

地域包括支援センター

介護保険法で定められた、高齢者の生活や介護などに関する総合相談窓口となる機関。市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、3職種のチームアプローチにより、健康保持及び生活安定のために必要な援助を行い、福祉の増進を包括的に支援する。地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う。（本市では3つの日常生活圏域毎に設置。）

地域ケア会議

地域における介護・福祉・医療など、高齢者に対する支援に従事する多様な主体による会議のこと。多職種の協働によって、地域支援ネットワークの構築を図るとともに、地域課題の把握やそれに伴うケアマネジメント支援の確立などを行う。個別の事例について検討する「地域ケア個別会議」と、個別事例等から明らかになった地域の課題などへの対応を検討する「地域ケア推進会議」に分けられる。

地域密着型サービス

地域ごとの実情に応じた柔軟な体制で提供される介護保険制度上のサービス区分。地域密着型サービスは、原則として、居住している市町村内でのみサービスの利用が可能。①小規模多機能型居宅介護、②定期巡回・随時対応型訪問介護看護、③複合型サービス、④夜間対応型訪問介護、⑤認知症対応型通所介護、⑥認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、⑦地域密着型特定施設入居者生活介護、⑧地域密着型介護老人福祉施設のサービスから構成。

チームオレンジ

認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の人の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。ステップアップ講座を受講した認知症サポーターが、近隣チームにより認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う。

超高齢社会

世界保健機構（WHO）が定義している、65歳以上の高齢者が占める割合が21%を超えた社会。同様に、7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と定義している。

とみばす【高齢者・障がい者外出支援乗車証】

70歳以上の高齢者と、18歳以上で各種障害者手帳を所持する障がい者、60歳以上の運転免許返納者を対象に、社会参加の促進と安心安全な移動を支援するため、バス・地下鉄等の運賃を年間2万円まで助成している。

特定施設入居者生活介護

介護保険法によるサービスの一つで、要介護者または要支援者について、介護保険の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

どんぐりの森活動

東日本大震災で経験した地域の助け合い活動が発端となり、その取り組みを地域や行政が応援し、活動の輪を広げていく目的で、四方八方に転がり芽吹く「どんぐりの種」に思いを重ね、「どんぐりの森活動」と命名した地域の活動。

な行

虹いろ会食サロン【会食交流事業】

65歳以上の独居高齢者を対象に、公民館区を開催単位として、地域の支援をいただきながら参加者同士の会食交流を図るもの。

日常生活圏域

高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて区内を区分したもの。（本市では3つの日常生活圏域を設定。）

認知症カフェ

認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場。地域の実情に応じて認知症地域支援推進員が企画する等様々な実施主体・方法で開催されている。

認知症基本法

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、令和6年1月1日に施行された。

認知症ケアパス

認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、認知症を発症したときから、生活をする上で色々な支障が出てくる中で、その進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのようなサービスを受ければよいのかを標準的に示したもの（本市では、「高齢者のためのケアパス」に包含）。

認知症高齢者等見守り支援事業

衣類や持ち物に二次元コード付きシール（みまもりシール）を貼付し、認知症等の人が行方不明になった場合に、住民や関係機関の協力により迅速に発見・保護するための見守り支援体制。

認知症サポーター

認知症に対する正しい理解や認知症の人に対する接し方を学び地域のさまざまな場面においてそれ実践する担い手のこと。

認知症対応型共同生活介護

介護保険法による地域密着型サービスの一つで、認知症高齢者に対し、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

は行

訪問介護

介護保険法による居宅サービスの一つで、要介護者または要支援者について、その居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助。

訪問介護員

介護保険制度において、訪問介護や夜間対応型訪問介護などのサービスを提供する者。ホームヘルパーとも呼ばれる。介護福祉士の資格をもつ者や、都道府県知事または都道府県知事の指定する者の行う研修（介護職員初任者研修など）を受け、研修を修了した証明書の交付を受けた者が従事する。

訪問看護

介護保険法による居宅サービスの一つで、要介護者または要支援者について、その居宅において、看護師等により行われる療養上の世話または必要な診療の補助。

避難行動要支援者

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、その円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を必要とする方。

福祉避難所

一般の避難所では生活に支障を来す要支援者に対して、一定の配慮がなされた避難所のこと。対象者は、高齢者、障がい者、病弱者など、特別な配慮を必要とする方である。

福祉用具

車いすなどの生活自立支援の道具の総称。福祉用具は貸与（貸し出し）を原則とし、入浴関連や排せつ関連種目、移動用リフトのつり具などの種目は購入（特定福祉用具販売）の対象となっている。

フレイル

健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。可逆性があり、早期介入や予防に取り組むことでその進行を緩やかにし、健康な状態に戻すことができる。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、さまざまな合併症も引き起こす危険がある。

保健事業と介護予防の一体的実施事業

「高齢者の医療の確保に関する法律」の改正により、市町村が高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するための体制が整備された。後期高齢者の医療保険者である後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して、後期高齢者の健康維持・フレイル予防に努める新たな仕組み。

ま行

街かどカフェ

多世代の地域の人が気軽に出入りできる「地域の居場所」を地域の方々が主体となって運営する事業。地域で地域を支える仕組みの一翼を担っている。

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、各市区町村の区域に置かれる非常勤の地方公務員であり、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱し、任期は3年とされている。なお、児童福祉法による児童委員を兼務する。

や行

ヤングケアラー

家族にケア（お世話）を要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

有料老人ホーム

おおむね65歳以上で入所でき、食事や日常生活に必要なサービスを利用することができる施設。老人福祉施設ではないので、サービスを受ける費用は全額入所者が負担することになります。

ゆとりすとクラブ・サロン

地域の会館や公民館等で、地域サポーターの支援のもと、お茶飲みやレクリエーションなどを行うことにより、高齢者の閉じこもり予防や生きがいづくりにつなげる事業。平成6年の鷹乃杜ゆとりすとクラブが発足から、現在23ヶ所の地区で開催している。

要介護認定者

介護保険制度において、介護保険サービスを受けるために、介護が必要な状態であることの認定を受けた者。訪問調査に基づくコンピュータ判定、主治医の意見等をもとに介護認定審査会で審査し、要介護状態区分（改正介護保険制度では、要支援1・2、要介護1～5）の判定が行われる。

要支援認定者

要介護状態まではいかないものの、6か月にわたり継続して、日常生活を営む上で支障があると見込まれる状態（要介護状態となるおそれがある状態）で要支援1・2に判定が分かれる。

ら行

レスパイトケア

レスパイトは英語で「休息」「息抜き」を意味する言葉。介護者が一時的に休息を取ることで、心身の疲労を回復し、リフレッシュするための支援のこと。市では元気回復ショートステイ事業などの支援を行っている。

老老介護

家族の事情などにより、高齢者が高齢者の介護を行わなければならない状態のこと。体力的または精神的な問題から、共倒れとなる危険性もあり、高齢社会における問題にもなっている。介護保険制度と制度下のサービスが、このような介護負担の軽減を図るものとなることが求められる。

富谷市高齢者保健福祉計画
第9期介護保険事業計画
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月発行

編集・発行 富谷市 保健福祉部 長寿福祉課
〒981-3392 宮城県富谷市富谷坂松田30番地
電話 022-358-0513(直通) FAX 022-358-9915
